

様式第4号（第9条関係）

令和4年11月22日

鶴岡市議会議長 菅原 一浩 様

鶴岡市議会議員政治倫理審査会  
委員長 本間 正芳

### 審査結果報告書

令和4年11月7日付けで審査の付託を受けた件について、鶴岡市議会議員政治倫理条例第8条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

### 記

#### 1 審査対象議員名

長谷川 剛 議員、坂本 昌栄 議員、菅井 巖 議員、加藤 鑛一 議員

#### 2 審査の結果

鶴岡市議会議員政治倫理条例第3条第9号に掲げる政治倫理基準に違反する行為は存する。

※審査の経過は別紙のとおり

## 【別紙】

### 政治倫理審査会における審査の経過

#### 1 審査会の設置

鶴岡市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、令和4年10月27日付けで、小野由夫議員（代表者）、黒井浩之議員及び佐藤麻里議員の3人から審査請求書が議長に提出されたことを受け、令和4年11月7日に、議長は審査会を設置し、次の5人の議員を委員に指名した。

南波純議員、工藤博議員、阿部寛議員、本間正芳議員及び佐藤昌哉議員

#### 2 審査の目的

日本共産党鶴岡市議団が発行する「新つるおか」について、発行費については政党活動掲載部分を按分しているが、基本料金について按分していないこと、見出し下の国会議員、県議会議員の名前・連絡先の記載部分について按分していないことにつき、条例第3条第9号に掲げる政治倫理基準に違反する行為の存否を審査するもの。

#### 3 審査の経過

##### 《第1回審査会》

令和4年11月16日（水）、第1回審査会を開催し、審査会の委員長に本間正芳委員、副委員長に工藤博委員を互選した。

その後、審査請求議員から請求の経緯について、事情聴取を行った。

審査請求議員退席後、審査請求の適否について協議を行った。協議では適否の見解が分かれたが、審査請求を否とする主な意見として、政治倫理基準に違反する事実の内容に記載された事項は、これまで監査や議長から指摘されてきたことはなく追認・承認されてきた経過があるとの意見があった。また、審査請求を適とする主な意見として、政務活動費を返還する意向が示されており、自主的に疑惑を持たれている行為であることを認めているとの意見があった。協議を終了し採決した結果、可否同数となり、委員長裁決により、審査請求を適することと決した。

##### 《第2回審査会》

令和4年11月18日（金）、第2回審査会を開催し、審査対象議員から事実関係等について、事情聴取を行った。

審査対象議員退席後、政治倫理基準に違反する行為の存否について、審査対象議員ごとに、協議を行った。協議では存否の見解が分かれたが、政治倫理基準に

違反しないとする主な意見として、議員個人の名誉や人権に配慮した対応が求められ、今回の案件は手引きに明文化されていない曖昧な解釈に起因するために発生していること、返還に対して誠実に対応していること、また、放置したとはあるが、継続してその都度、検討・協議をしてきたと思われるとの意見があった。また、政治倫理基準に違反するとする主な意見として、広報費の基本料金の按分については、差額を返還する意向を示しているが、このことは、幾度となく指摘し対応を求めていたものの4か月以上も放置したことは不誠実である。また、国会議員、県議会議員の氏名等の掲載については、現在は削除していることから、問題あったことを自ら認めており、手引きに沿わない行為であるなどとする意見があった。協議を終了して採決した結果、審査対象議員いずれに対して、可否同数となり、委員長裁決の結果、審査対象議員に対し政治倫理基準に違反する行為が存することと決した。

#### 《第3回審査会》

令和4年11月22日（火）、第3回審査会を開催し、審査結果報告について協議を行い採決した結果、全員賛成で、この審査結果報告書の内容が決定した。